

## **【事案Ⅱ－3】自然災害共済金請求**

・ 平成 25 年 5 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による自宅の建物損害に対する損害査定認定額を不服とし、1,250 万円の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

本件建物の損害見積額は 3,500 万円程度である。地震損害の共済金として 1,250 万円を支払うことを求める。

- (1) 申立人は、地震保障付火災共済に A 契約：共済金額 1,500 万円、B 契約：共済金額 1,000 万円の 2 件の契約がある。平成 23 年 5 月に共済団体の損害査定担当者により損害割合 15%と認定され、共済金額 187 万円を受領したが共済金の額が低すぎると考え、再審査を請求した。
- (2) 平成 24 年 3 月に第 2 回目の損害査定が実施され、損害割合 29.88%と認定されたが、それ以前に市の「罹災証明書」で半壊の評価を受けており、2 回目の認定も納得できないため、再々審査を請求した。
- (3) 平成 24 年 5 月に第 3 回目の損害査定は共済団体から委嘱された鑑定会社がおこなったが、結果は損害割合 14.33%であったと説明を受けた。
- (4) 申立人は、査定する人により損害の評価が変わることに不信を抱き、共済団体に評価の根拠の詳細について説明を求めたが応じられなかった。

### **<共済団体の主張>**

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 第 1 回目と第 2 回目の損害査定は共済団体の職員により行なわれたが、第 3 回目の損害査定を実施する際、第 1 回目と第 2 回目は白紙撤回し、あらためて第三者の専門家による調査・査定を行った上で結論を出すことについて合意がされ、鑑定会社による査定を実施した。
- (2) 第 3 回目の調査の結果、本件建物にかかる損害の査定金額は 417 万円であり、評価額 2,910 万円に対する損害割合は 14.33%である。
- (3) 共済団体が地震共済金として支払うべき額は、A 契約にかかる共済金 107 万円および B 契約にかかる共済金 71 万円の合計金 178 万円であり、すでに共済団体から申立人に共済金として 187 万円を支払済みであり、申立人の主張は認められない。

### **<裁定の概要>**

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結

果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件建物の損壊につき共済金の支払いが認められるのは、約款に定める地震等によって生じた損害であることを要する。
- (2) 審議会は申立人が提出した書面に基づき、損害全てが地震によって生じたものである、と申立人が主張する内容について検討したが、損害の全てが地震によって生じたと認めることはできない。
- (3) 共済団体が委託した鑑定会社の損害査定の内容を検証したところ、地震によって生じた損害が査定され、信頼するに足りるものと考えられる。

したがって、本件建物の共済金の額は合計で 178 万円となり、既に共済団体から 187 万円が支払済みであることから、申立人の請求には理由がなく、容認できない。